

## 8. 就学のための援助制度について

### (1) 就学援助制度とは

本校を含めた川崎市立小学校では、お子さんを市立小・中学校へ通学させるにあたり経済的な理由でお困の方に対して、学用品費、給食費、修学旅行費など必要な費用を援助する制度を設けています。援助を受けられる方、援助の種類、申し込み等の詳細については、川崎市教育委員会より出される「就学援助制度についてのお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ先 川崎市教育委員会学事課

※就学援助制度についてご不明な点がありましたら、学校（担任）または川崎市教育委員会学事課学事担当までお問い合わせください。

※年度の途中でも申請することは可能です。

※申請すれば援助を受けられるとは限りません。

### (2) 特別支援教育就学奨励費とは

川崎市教育委員会では、特別支援学級に就学する児童の保護者の方々に対して就学奨励事業を行っています。この事業は、特別支援学級に在籍する児童の保護者の方々の経済的な負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るために学校給食費・通学費等の一部を援助するものです。川崎市ではこの事業に対して国からの補助金の交付を受けており、そのために特別支援学級に在籍するすべての児童の家庭から書類の提出が必要となります。

また、この特別支援教育就学奨励費の中では、通常の学級に在籍している児童が通級指導教室での指導を受けるための交通費も支給されますので、受給を希望される方は同じ書類の提出が必要となります。詳しくは年度始めに川崎市教育委員会より配布されるお便りをご覧ください。特別支援教育就学奨励費についてご不明な点がありましたら、学校または川崎市教育委員会指導課特別支援教育担当までお問い合わせください。